

鳥取県感染制御地域支援ネットワーク設置要綱

1 目的

この要綱は、鳥取県内において感染制御に関する医療機関及び関係行政機関等のネットワーク（以下「感染制御地域支援ネットワーク」という。）を整備し、医療機関等が取り組む院内感染対策を支援するとともに、医療関連感染発生等の緊急時に医療機関等に対する的確な支援を行うための必要な事項を定める。

2 構成

(1) 感染制御地域支援ネットワークは、次に掲げる構成員により構成する。

ア 病院

イ 鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課（以下「医療・保険課」という。）

ウ 鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課感染症・新型インフルエンザ対策室

エ 鳥取県生活環境部衛生環境研究所

オ 県内各保健所（鳥取市保健所、倉吉保健所、米子保健所）

カ その他、病院以外の医療機関、地区医師会等（(2)で規定する各医療圏ネットワークの判断により構成員に加える。）

(2) 感染制御地域支援ネットワークにおいて、構成員により次のネットワーク及びチームを編成する。

ア 医療圏感染制御地域支援ネットワーク（以下「医療圏ネットワーク」という。）

イ 感染制御専門家チーム

3 医療圏ネットワーク及び感染制御専門家チーム

(1) 医療圏ネットワーク

ア 区域及び箇所

鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第2条に規定する所管区域（以下「医療圏」をいう。）ごとに、県内の東部、中部及び西部の3箇所を設置する。ただし、東部の医療圏については、鳥取市を含むものとする。以下同じ。

イ 構成及び運営等

各医療圏内の医療機関、当該医療圏を所管する保健所（以下「所管保健所」という。なお、東部の医療圏の所管保健所は、鳥取市保健所とする。）等により構成し、事務局は所管保健所に置くこととする。ただし、その医療圏に既に医療圏ネットワークの基礎となる組織（以下「既存ネットワーク」という。）があり、所管保健所以外に事務局が設置されている場合は、所管保健所の十分な支援体制のもと既存ネットワークの事務局を医療圏ネットワーク事務局とすることができる。

ウ 病院は代表者を1名選出し、その者が中心となって当該病院における医療圏ネットワークに係る業務の連絡窓口となるものとする。

(2) 感染制御専門家チーム

県内医療機関等の感染制御の支援を行うため、全県区域を活動範囲とした感染制御専門家チームを編成し、医療機関等からの相談対応、実地指導などの業務を行う。

ア 感染制御専門家チーム員

感染制御専門家チーム員は、感染制御地域支援ネットワークを構成する医療機関から選定した次の感染管理専門家等をもって構成することとし、健康医療局長が決定する。なお、任期は1年とし、再任を妨げない。(1年ごとに意向確認を行い、特に申し出がない場合は任期を更新するものとする。)

(ア) ICD

(イ) 感染管理認定看護師

(ウ) 感染制御専門薬剤師

(エ) 感染制御認定薬剤師

(オ) 感染制御認定臨床微生物検査技師

(カ) その他、所属医療機関の推薦があり、上記(ア)から(オ)までの感染管理専門家に準じる技術、能力等を有すると健康医療局長が認めた者

イ 統括長

健康医療局長は、感染制御専門家チーム員から統括的役割を担う者として、統括長を選出する。統括長は、感染制御専門家チームの他のメンバーと連携して、各医療圏域ネットワークやエに規定する実地指導チームに対する助言等を行う。

ウ 業務

感染制御専門家チーム員は、主に所属する医療機関の所在する医療圏内の医療機関等からの要請又は希望により、次に掲げる業務を行うものとする。

(ア) 感染制御相談対応

(イ) 医療機関実地指導(エに規定する実地指導チームにより業務を行う。)

エ 実地指導チーム

医療・保険課長は、

(ア) 医療機関の感染対策について改善等を行うための要請

(イ) アウトブレイクの発生した医療機関等からの要請

等の際に、一時的に所属医療機関等を離れ感染制御専門家チームの業務に対応することができる者を事前に登録する。その者の中から要請等の都度、当該医療機関等に出向いて実地指導を行うチーム(以下「実地指導チーム」という。)を編成するものとする。なお、実地指導チームは複数職種によるものとし、統括長、医療・保険課及び所管保健所により協議を行いメンバーを決定するものとする。

オ 事務局

感染制御専門家チームの事務局を、医療・保険課に置く。

4 業務等

(1) 感染制御相談対応

感染制御専門家チーム員は、感染制御相談窓口に寄せられた感染制御に関する相談に対し、

適切に助言を行うものとする。

ア 感染制御相談窓口

所管保健所内に感染制御相談窓口を設置し、感染制御専門家チーム員は、当該保健所から相談案件の回送を受け、相談対応を行うものとする。なお、感染制御専門家チーム員が相談対応するための連絡先、時間等の情報を感染制御地域支援ネットワークの事務局に登録し、感染制御地域支援ネットワークの構成員間で共有するものとする。

イ 相談対象機関、施設等

鳥取県内の医療機関等

ウ 相談内容

(ア) 医療関連感染対策・教育に関する相談

※講師派遣依頼を除く。

(イ) その他医療関連感染に関する相談

※個別の患者の治療方法等は除く。

エ 相談方法

(ア) 相談を希望する医療機関等は、アウトブレイク時などの緊急の場合を除き、感染制御相談票（様式第1号）に相談内容等の必要事項を記載し、電子メール又はファクシミリにより、感染制御相談窓口（所管保健所）に送付するものとする。

(イ) 感染制御相談窓口（所管保健所）は、特定の感染制御専門家チーム員に相談が集中することがないように相談内容に応じて調整を行いながら、感染制御専門家チーム員の中から相談対応者を選定するとともに、相談内容を速やかに回送し、相談対応を電子メールで依頼するものとする。併せて、相談を寄せた医療機関等に対し依頼した相談対応者の氏名、所属病院名等について連絡するものとする。なお、相談対応者は、相談を希望する医療機関等が属する医療圏域の感染制御専門家チーム員から選定されることを原則とする。（当該医療圏の感染制御専門家チーム員の業務上の都合等によっては、他の医療圏域のチーム員が対応する場合も可能とする。）

オ 回答方法

相談対応者は、緊急の場合を除き、感染制御回答票（様式第2号）に回答内容等の必要事項を記載し、感染制御相談窓口（所管保健所）に電子メールで返送し、感染制御相談窓口（所管保健所）は相談を希望した医療機関等に回答結果を連絡するものとする。なお、相談案件の処理に当たっては、電話、電子メールの利用、必要に応じて現地での支援活動による相談対応を行うなど、案件の緊急性等に応じて適切に対応するものとする。なお、現地での支援活動による相談対応を行おうとする場合は、相談対応者は予め感染制御相談窓口（所管保健所）に要請し、感染制御相談窓口（所管保健所）は必要があると判断した場合、予め医療・保険課へ報告のうえ相談対応者を派遣するものとする。

(2) 医療機関実地指導

医療機関全体の感染対策について改善等を行うため、又はアウトブレイクの発生時に指導を受けるために、医療機関等からの要請に応じて実地指導チームが実地指導を行うものとする。ただし、アウトブレイクの発生時など、状況に応じて、単独職種による相談対応とする

場合、又はまず単独職種による相談対応を行いその後実地指導の実施とする場合もある。なお、実地指導を行った後、実地指導チームは速やかに実地指導報告書（参考様式）を作成し、医療・保険課に報告するものとする。実地指導報告書は病院長等要請を行った医療機関等の責任者に医療・保険課から送付する。

ア 保健所報告基準（平成26年12月19日付医政地発1219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知の別記「医療機関における院内感染対策に関する留意事項」3-2.アウトブレイク時の対応（3）に規定する保健所への報告基準をいう。）に該当するアウトブレイク発生時の派遣

○医療機関等からのアウトブレイクの報告を受けた所管保健所は実地指導の必要があるかどうか医療・保険課と協議を行い、必要があると判断した場合は、医療・保険課長は実地指導チームを派遣するものとする。

イ アに該当しないアウトブレイク発生時の派遣

○アウトブレイクが発生した医療機関等が実地指導チームの実地指導を希望する場合は、当該医療機関等は所管保健所に対し要請を行うものとする。

○要請を受けた所管保健所は実地指導の必要があるかどうか医療・保険課と協議を行い、必要があると判断した場合は、医療・保険課長は実地指導チームを派遣するものとする。

ウ アウトブレイク発生時以外の派遣

○医療機関等において感染制御のため感染制御専門家チームの指導を受けることを希望する場合、所管保健所及び医療・保険課はその必要性を十分検討したうえで、医療・保険課長は実地指導チームを派遣するものとする。

（3）その他の業務

ア 会議

（ア）感染制御地域支援ネットワーク会議

感染制御地域支援ネットワーク内の連携を図るため、必要に応じ開催することとし、感染管理の体制説明、病院間の情報交換、行政連絡等を行うものとする。

○時期

- ・年度当初（1回）
- ・年度中途（必要に応じて開催）

○招集者 医療・保険課長

（イ）医療圏ネットワーク会議

各医療圏ネットワークの事務局は、感染制御地域支援ネットワーク会議での説明又は連絡事項等についての医療圏ネットワーク構成員への伝達及び構成員間の情報交換等を行うため、適宜医療圏内での会議を開催するものとする。

イ 研修会

医療機関等の感染管理担当者、感染制御専門家チームメンバーの感染制御に係る技術等向上を図るため、全県及び医療圏ごとに研修会を開催するものとする。

ウ その他、感染制御のため必要な業務を行うものとする。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、感染制御地域支援ネットワークの運営に関し必要な事項は健康医療局長が別に定めるものとする。

附 則

- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月27日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年12月4日から施行する。
- この要綱は、平成26年3月26日から施行する。
- この要綱は、平成27年8月31日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

感染制御相談票

【相談概要】

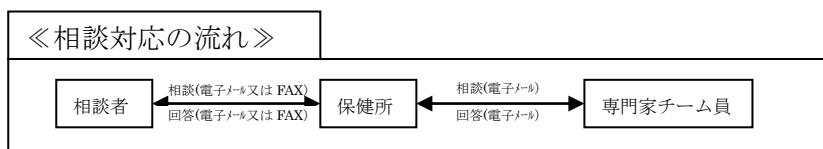
※下表の欄に必要事項を記載又は該当するものに○を付けてください。

【緊急性】	緊急(数時間内)	至急(1日程度内)	通常(日程度内)
【施設名称】	【相談年月日 年 月 日】		
【記載者名】	【連絡先】 【内線】		
【病床数】(注1)	床		
【院内感染防止対策委員会の有無】(注2)	あり	なし	

【相談内容】 ※内容を具体的に記載してください。

(注1) 福祉施設においては、定員数を記載してください。

(注2) 福祉施設においては、記載不要です。



※保健所に対応できるものについては、保健所から直接回答
※補足的な質問及びそれに対する回答など軽易なやり取りについては、専門家チーム員と相談者が直接電話、電子メール等で行うことを想定。

感染制御回答票

相談情報	【施設名称】	【相談年月日 年 月 日】
	【記載者名】	【連絡先】
		【内線】
	【相談概要】	

上記の相談について、次のとおり回答します。

【回答内容】 ※内容を具体的に記載してください。

相談 対応者	【施設名称】	【回答年月日 年 月 日】
	【対応者名】	【連絡先】
		【内線】

※保健所に対応できるものについては、「施設名」等の項目を「保健所名」等に適宜修正し回答してください。
※現地での支援活動による相談対応を行った場合も、この回答票（様式第2号）を作成してください。なお、詳細内容を別紙に記載した場合はそれを添付して回答してください。（別紙は実地指導報告書（参考様式）を参考に作成してください。）

《公開用感染制御相談事例集(Q & A)原稿記載欄》

【相談区分】※いずれか1つに「○」を付けてください。		
・標準予防策・感染経路別予防策	・針刺し・切創・粘膜汚染関連	
・洗浄・消毒・滅菌・再利用	・消毒薬	・環境管理（廃棄物・清掃・リネン）
感染症別の対策		
・インフルエンザ ・抗菌薬耐性菌：（	・ノロウイルス感染症 ）	・結核 ・その他：（
医療関連感染症別の対策		
・カテーテル由来血流感染症 ・手術部位感染症	・人工呼吸器関連肺炎 ・尿道留置カテーテル関連尿路感染症	
・抗菌薬の適切な使用	・感染症の診断（検査診断）	・感染症の治療
アウトブレイク時の対応	・サーベイランス	・院内ラウンド
・組織（委員会、ICT）	・マニュアル	・教育・研修
・その他（		

※相談事例集(Q & A)の原稿として御記載ください。

（著作権者の承諾がない場合は著作物の文章の大幅にそのまま転用することを避けるなど、著作権の取扱いに関してご注意ください。）

【質問】
【回答】

(参考様式)

鳥取県感染制御地域支援ネットワーク
《医療機関名》における実地指導報告書

年 月 日
感染制御専門家チーム
(実地指導チーム)

【実地指導の概要】

実地指導 対応者	実地指導チーム員 その他	
実地指導日時		
実地指導対象医療機関		

【実地指導に至る経緯（概要）】

--

【実地指導の結果】

1 全体の講評

2 感染対策の組織・ICT活動について

- ア 評価できる事項
- イ 改善が望まれる事項
- ...

3 現場での感染対策の評価

(1) 標準予防策の実施状況と評価

- ア 評価できる事項
- イ 改善が望まれる事項

【例】手指衛生、個人防護具、使用後の物品の取扱い、汚物室等の環境整備 等
...

4 ○○について

...